



大見地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画

①そなえる対策(避難計画)

■災害リスクと避難のタイミング

【避難のタイミング】

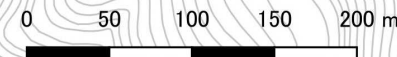
- ① 高齢者等避難が発令された時
- ② 大雨・洪水警報が発令された時
- ③ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時
- ④ 大見橋の簡易量水標が-1.0mに達した時
- ⑤ 避難指示が発令されたとき
- ⑥ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「薄紫色」になった時
- ⑦ 土砂災害警戒情報が発表された時
- ⑧ 大見橋の簡易量水標が-0.5mに達した時

- 【警戒レベル3】
- 【警戒レベル3相当】
- 【警戒レベル3相当】
- 【警戒レベル3相当】
- 【警戒レベル4】
- 【警戒レベル4相当】
- 【警戒レベル4相当】
- 【警戒レベル4相当】



- 大型台風など事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に一時避難所「**医王寺**」に行くことが第一。
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 『水平避難優先ゾーン』の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！

至 木之本町川合地区



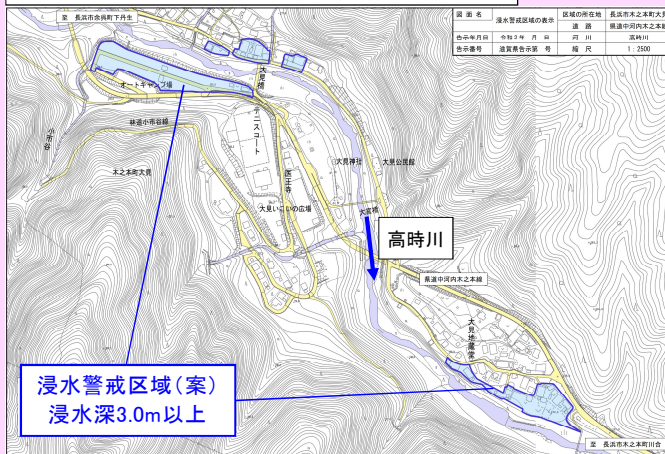
大見地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画

②とどめる対策(安全な住まい方)

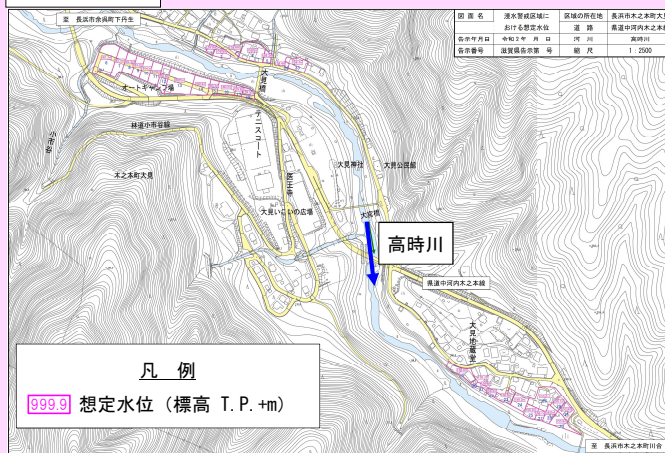
1. 浸水警戒区域内(案)で家を新築・建て替えする時は、「①水害に強い家の建て方」を参考に逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
2. 「②宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、浸水警戒区域の指定後に利用することができます。

■ 浸水警戒区域(案)

浸水深図(降雨規模1/200)と浸水警戒区域(案)



想定水位図



①水害に強い家の建て方

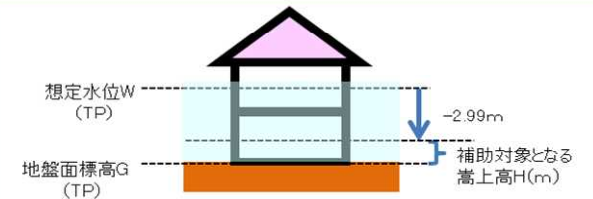


②宅地嵩上げ浸水対策促進事業(既存不適格住宅のみ)

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。

滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を実施しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤面標高	想定浸水深および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値